機密保持誓約書

厚生労働省年金局

事業企画課システム室長　殿

令和     年     月     日

住　所

参加希望者（社名）

代表者氏名

　当社（以下「甲」という。）は、厚生労働省年金局事業企画課システム室（以下「厚生労働省」という。）及び日本年金機構（以下「機構」という。）に対し、｢年金業務システム（経過管理・電子決裁サブシステム）の国年３号被保険者の国内居住要件追加及び厚年被保険者70歳到達時届出省略に係る設計･開発等業務｣に係る情報提供依頼（以下「本目的」という。）への参加に際し、次のことを誓約します。

記

１ 本目的における機密情報とは、厚生労働省及び機構が本目的を遂行する上で必要があると認め、開示するすべての情報及び甲が本目的の作業上知り得た厚生労働省及び機構の非公開情報をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りではない。

(1) 開示の時点ですでに公知のもの又は甲の責めによらず公知となった情報

(2) 甲が事前に厚生労働省及び機構の承諾を得て公開した情報

(3) 第三者から機密保持義務を負うことなく甲が正当に入手した情報

(4) 開示の時点ですでに甲が保持している情報

(5) 開示及び本作業上知り得たすべての機密情報によらないで、甲が独自に創作した情報

２　前項の機密情報には、機密情報を含む可能性のあるすべての資料及び情報のうち、次の各号に該当するものを含むものとする。

(1) 厚生労働省及び機構が提供した一切の資料

(2) 前号の複製・要約・その他二次的資料

(3) 電子メール、FAX及び郵便物などの資料

(4) 明確に「機密」である旨を表記したうえで口頭により甲へ開示された情報

３　甲は、機密情報を本目的以外に使用してはならない。

４　甲は、本目的を遂行する上で知る必要のある自己の役員及び従業員以外に、厚生労働省及び機構から開示された機密情報を開示又は漏えいしてはならない。

５　甲は、厚生労働省及び機構から開示された機密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

６　甲は、厚生労働省及び機構から開示された機密情報について複製が必要なときは、事前に厚生労働省及び機構の承諾を受けるものとする。

７　甲は、本目的を遂行する上で知り得る必要のある範囲内で第三者に機密情報を開示する場合は、事前に厚生労働省及び機構の承諾を得た上で、第三者に開示するものとする。

８　甲は、前項により、機密情報を開示する第三者に対し、本誓約と同様の機密保持誓約をさせるものとする。

９　甲は、本目的を遂行する上で、すべての成果物等が第三者の著作権、特許権及びその他の権利を侵害しないよう適切な措置をとるものとする。

10　前項の場合、第三者より厚生労働省及び機構に対して著作権、特許権及びその他の権利侵害を理由として請求があった場合には、甲の自己の責任及び費用でこれを解決する。

11　本誓約７で定める第三者が本誓約に違反した場合には、甲はその第三者と連帯して、厚生労働省及び機構に対して責任を負うものとする。

12　甲は、厚生労働省及び機構により請求された場合又は本目的が終了した場合には、本目的に関して厚生労働省及び機構から受領した資料を厚生労働省及び機構へ直ちに返却するとともに、機密情報に関する一切の書類、資料及びその複製品を速やかに裁断、粉砕等の方法で読み取りが不能な状態として廃棄処分し、複製品を含めすべての機密情報を保持していない旨の誓約書を厚生労働省に提出するものとする。

13 甲は、本目的を遂行する上で機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員及び本誓約７で定める第三者に、本誓約の内容を遵守させるものとする。

14 本誓約書に定める機密保持の期間は無期限とする。

15　甲又は本誓約７で定める第三者が、本誓約のいずれかの規定に違反した場合又は厚生労働省及び機構の機密を漏えいしたことが明らかになった場合には、甲は、厚生労働省及び機構に直接生じた通常の損害に対して、賠償の責めを負うものとする。

16　甲は、厚生労働省及び機構が本誓約書が遵守されていることを確認する必要があると認めたときは、厚生労働省及び機構が実施する次のことを受け入れるものとする。

(1) 甲に報告を求めること

(2) 厚生労働省又は機構の担当者並びに厚生労働省又は機構が指定する者を、甲の事業所等に派遣して調査すること。

以上